

株式会社サダ技建 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年2月1日～令和13年1月31日までの5年間
2. 内容

目標1:将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し周知を図る。

〈対策〉

- ・令和8年 3月 ～ 社員のニーズ把握、検討開始
- ・令和8年 5月 ～ 制度に関するパンフレットの作成・配布し全社員へ周知を図る
- ・令和9年 4月 ～ 社員に再度周知を図る

目標2:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- ・令和8年 4月 ～ 法に基づく諸制度の再調査
- ・令和8年 7月 ～ 制度に関するパンフレットを作成し、配布し周知を図る
- ・令和9年 4月 ～ 社員に再度周知を図る